

第4回農業委員会定例会(議事録)

1. 日 時	平成30年4月27日(金)	午前 10時 00分	午前 10時 20分
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室		
3. 出席農業委員	1 西野委員,	3 石本委員,	4 山元委員, 5 祐本委員,
欠席農業委員	2 赤坂委員,		
出席推進委員	佐伯委員, 下垣内委員, 吉木委員, 土居(民)委員, 亀田委員, 山本委員		
4. 説明員	國川事務局長, 河村係長, 佐藤主事, 西原技師		
5. 審議案件	議案第10号	農地法第4条の規定による許可申請について	
	議案第11号	農地法第5条の規定による許可申請について	
	議案第12号	農用地利用集積計画の決定について	
	議案第13号	農用地利用配分計画原案の協議について	
	議案第14号	竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について	
	報告第4号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	

議 長	出席者が過半数に達しておりますので、只今から平成30年第4回竹原市農業委員会総会を開催致します。本日の議事録署名者に、3番 石本委員を指名いたします。なお、本日の欠席は、2番 赤坂委員です。
議 長	それでは、日程第1、議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	1番の申請地は、竹原市忠海長浜一丁目3073番1、地目は畑、面積は806㎡で、用途が定められた区域にある農地で、第3種農地です。申請時に、この度の無断転用に至った経緯を記した始末書の提出があり、申請人は農地法を十分理解していなかった為、5年前から一部を車庫として、また残地は、法4条の許可申請を委託中の今月初めから駐車場として使用してしまい、大変申し訳なく今後このようなことのないよう深く反省されております。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、佐伯推進委員から、補足説明をお願いします。
佐伯推進委員	申請地は、JR 呉線安芸長浜駅より東へ200m付近にあり、現地確認時、車庫として使用され、残地は、カラーコーンが置かれ、紅白のバーで囲まれていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議 長	2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	2番の申請地は、竹原市西野町357番1、358番1、地目は2筆とも田、面積は合計174㎡の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。また、申請地は農地法第3条(賃借権設定)で許可を得ておりますが、転用を行うため、土地所有者の同意書も添付されております。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った、下垣内推進委員から、補足説明をお願いします。

下垣内推進委員	申請地は、かんぼの宿竹原より上流へ約 200mの位置にあります。 申請の事由は、牛舎及び飼料置場を建築するためのものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議長	つぎに、日程第 2，議案第 1 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。1 番について事務局の説明をお願いします。
局長	1 番の申請地は、竹原市吉名町 4916 番 13，4916 番 14，4916 番 15 で、地目は 3 筆とも田、面積は合計 494 m ² で、用途が定められた区域にある農地で、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った、吉木推進委員から、補足説明をお願いします。
吉木推進委員	申請地は、吉名出張所より東へ約 200mの位置にあります。 申請の事由は、自己住宅及び駐車場 4 区画を確保し、所有権を移転するため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。 「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。 「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。
議長	2 番について事務局の説明をお願いします。
局長	申請地は、竹原市竹原町 2825 番 2，地目は田、面積は 1209 m ² で、農業公共投資

	<p>の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った、土居民喜推進委員から、補足説明をお願いします。</p>
土居民喜推進委員	<p>申請地は、竹原市立竹原西保育所より西へ約200mの位置にあります。</p> <p>申請の事由は、太陽光発電施設を設置し、所有権を移転するため申請されたものです。また、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第3、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、議案第12号について説明致します。</p> <p>本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。議案に、今回利用権設定の新規の申出があった案件の面積、対象人員等を載せていますが、内容につきましては、別添の資料のとおりとなっております。本議案が可決の場合、平成30年5月1日付けで、公告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>これをもって質疑を終結致します。</p>
議 長	<p>お諮りします。議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>

議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。
議 長	つぎに、日程第4、議案第13号「農用地利用配分計画原案の協議について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>それでは、議案第13号について説明致します。</p> <p>本議案は、平成30年4月5日付けで、竹原市長より「農用地利用配分計画原案の協議について」に対する農業委員会の意見の決定という議題であります。内容につきましては、別添の資料のとおりとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。本議案について質疑のある方の挙手を求めます。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第13号「農用地利用配分計画原案の協議について」異議がない旨回答することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第13号「農用地利用配分計画原案の協議について」は、異議がない旨竹原市長へ回答することといたします。
議 長	<p>つぎに、日程第5、議案第14号「竹原市の農業振興地域整備計画変更(案)の協議について」を議題と致します。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは、議案第14号について説明致します。</p> <p>本議案につきましては、竹原市の農業振興地域整備計画に係る、いわゆる農振農用地からの除外に対する農業委員会の意見の決定という議題となっております。</p> <p>今回の除外につきましては、1番が太陽光発電施設の設置のための2筆、2番が同じく太陽光発電施設の設置のための1筆の一部となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	1番の現地確認を行った、亀田推進委員から、補足説明をお願いします。
亀田推進委員	<p>申請地は、小梨町にある小梨公民館より西へ約500m付近にあります。</p> <p>申請の事由は、太陽光発電施設を設置するために除外申請されたものです。また、現地確認時、草が茂り耕作されていませんでした。</p>

議 長	説明は以上です。
山本推進委員	<p>2 番の現地確認を行った、山本推進委員から、補足説明をお願いします。</p> <p>申請地は、高崎町にある今井政之展示館前バス停より北へ約 250m 付近にあります。申請の事由は、太陽光発電施設を設置するために除外申請されたものです。また、現地確認時、耕運し管理されていました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	農業振興地域の農用地除外の検討事項について、事務局より説明をお願いいたします。
局 長	<p>それでは、1 番、2 番の除外についての検討事項から説明致します。</p> <p>農振農用地における農用地については、原則除外ができないこととなっておりますが、除外要件の一つ目として、区域外の土地を利用することによって、事業計画を達成できるかについてですが、申請書に添付された申請者の土地所有状況と、事業計画からみて、他に代えることが出来ないことが認められます。</p> <p>次に、この変更により、周辺の農地の利用状況や、集団化を阻害しないかどうかについてですが、申請書に添付された「利害関係人に関する同意書」により、周辺の農地所有者及び耕作者の同意を得ており、支障はないものと認められます。</p> <p>次に当該変更により、効率的かつ安定的な農業経営を行う者の集積の妨げにならないかについてですが、申請地については、利用権設定等もなく、また周辺農家については、先程の「利害関係人に関する同意書」により、同意を得ております。</p> <p>次に、当該変更により、農用地区域内の農業施設等に影響を及ぼす恐れがないかについては、現地確認により周辺に影響のある農業施設が無いことを確認しております。</p> <p>最後に、当該土地が農業公共投資の対象である場合、その完成後、農林水産省令で定める期間を経過しているかどうかですが、本件は該当しません。</p> <p>以上が除外の検討項目となりますが、全ての項目について、除外の要件を満たしているものと思われま。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、異議がない旨回答することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	異議なしと認めます。よって異議がない旨竹原市長へ回答することに決定いたします。

議 長	<p>日程第6，報告第4号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局より説明申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは，報告第4号について説明を致します。平成30年3月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。</p> <p>件数は8件，筆数は田34筆，畑18筆，面積は24,774㎡の届出がありました。</p> <p>詳細につきましては，参考資料の届出台帳をご覧ください。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
(事務局)	<p>ありません。</p>
議 長	<p>以上をもちまして，第4回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成30年 5月30日

議 長 祐本 征武

署名委員 石本 進